

「保険金があつかる？」 住宅修理・リフォームの勧誘にご注意！

Q 近所で住宅の修理工事をしているという業者が訪問し、「ついなので、お宅を無料で点検します。」と言って自宅に入り、外壁や屋根を点検した。そして写真を撮り、「お宅の屋根もはがれている。保険が使えるので修理しませんか。保険の申請もいたします。」と言われ、親切に思い依頼した。しかし後から考えると、工事費用は一般に比べて高いようだ。その上、保険金がおいたら30%が手続きの費用として業者に支払うような契約になっていた。信頼できる業者なのだろうか。本当に保険金があつかるのだろうか。



A 最近、事例のように「保険金があつかるから住宅を修理しませんか。」と訪問し、勧誘するトラブルが増えています。台風、暴風、ひょう、雪災などの自然災害による住宅の損害については多くの場合、加入している火災保険等で保証されています。しかし老朽化による損害は保険金支払いの対象外であり、全額自己負担になります。このような勧誘があつても鵜呑みにせず、契約前に保険会社などに問い合わせるなどをして保険契約を確認してください。保険の申請も契約者でなければ出来ませんので、業者に費用を払って手続きを代行してもらうことはやめましょう。また見積もりは複数業者から取り、比べることも大切です。費用だけではなく業者の説明をよく聞いたうえで選んでください。撮った写真も実は自宅ではなかったというような場合もあります。台風や暴風などの自然災害の後には特に勧誘の注意が必要です。トラブルになった場合は消費生活センターにご相談ください。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。
月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

人権それは愛

問合せ：教育文化振興課 ☎ 991-1873 / 企画財政課 ☎ 991-1815

外国人の人権について

日本を訪れる外国人観光客は年々増加しており、平成27年の1年間で約1,973万7千人と過去最高を記録しました。また、平成27年末の在留外国人数は約223万人で、こちらも増加傾向にあります。

こうした中、言語、文化、宗教、生活習慣等の違いから、外国人に対する様々な人権問題が発生しています。例えば、外国人というだけで宿泊や住宅の入居を拒否されたり、就労に関して不当な扱いを受けたり、学校や職場、近隣住民から孤立するなどの人権侵害にあたる事例が起きています。また、特定の国籍の外国人を排斥する不当な差別的言動が大きな問題となっており、いわゆる「ヘイトスピーチ」を解消するための法律が成立し、本年6月に施行されました。

2020年には、東京でオリンピック・パラリンピックが開催され、外国人と接する機会がますます増えることが予想されます。外国人というだけで偏見を持つのではなく、お互いを理解し尊重し合いながら、共生できる社会を築くことが必要なのではないでしょうか。

埼玉県では、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に向けて、県、市町村はもちろんのこと県民総ぐるみで、「人権尊重社会をめざす県民運動」を展開しています。

8月は「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」です。

広告

